

愛西市居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛西市社会福祉協議会が開設する愛西市居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所の介護支援専門員は、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有化することを目的としたサービス担当者会議を開催しなければならない。サービス担当者会議は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合に開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについてやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により代えることができる。
- 6 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6ヵ月に1回サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 7 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- 8 事業所の介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- 9 事業所は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、事業所の介護支援専門員1人当たり8件を上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛西市居宅介護支援事業所

(2) 所在地 愛知県愛西市江西町宮西 38 番地

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (介護支援専門員資格を有する常勤職員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 常勤職員 1 名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする、ただし、国民の祝祭日及び振替休日と 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 事業所の管理者が特に必要と認める場合は、休業日及び営業時間外に事業を行うことができる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第 3 条に規定する事業所内

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービスガイドライン方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 第 3 条に規定する事業所内

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月 1 回以上

(5) モニタリングの結果記録 1 ヶ月に 1 回

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者宅まで片道 1km ごとに 10 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第 7 条 通常の実施地域は、愛西市、津島市、稲沢市、弥富市、あま市(旧美和町)及び蟹江町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第 9 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等から

の苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 事業所は、業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等（6月に1回以上開催）においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 採用後2ヵ月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年1回以上
 - (3) 認知症ケアに関する研修 年1回以上
 - (4) 業務継続計画に関する研修及び訓練 年2回以上
 - (5) 感染症に関する研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でな

くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛西市社会福祉協議会長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。